

改正

平成18年7月28日告示第180号
平成19年3月31日告示第53号
平成20年3月25日告示第25号
令和2年11月25日告示第361号

(設置)

第1条 この要綱は、本市に設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の業務（以下「業務」という。）の公正・中立性を確保し、センターの円滑かつ適正な運営を図るため、鹿屋市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センター職員の確保に関すること。
- (4) その他の地域包括ケアに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの円滑かつ適正な運営を図るため必要な事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、運営協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 各種団体関係者
- (4) 介護サービス又は介護予防サービスの利用者及び介護保険の被保険者
- (5) 学識経験者

(会長)

第4条 運営協議会の参加者は、その互選により運営協議会を進行する会長を定める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指定する参加者がその職務を代理する。

(運営)

第5条 市長は、運営協議会の開催日時、場所、意見等を求める事項その他必要事項を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 運営協議会の会議（以下「会議」という。）において、第2条第1号に規定するセンターの設置等に関する事項の協議検討を行う際に、参加者が当該センターの設置者（設置希望者を含む。）である法人又は団体の役員若しくは構成員である場合は、その参加者を当該事項の協議検討に係る会議から除くものとする。

(鹿屋市地域包括支援センター選考委員会の設置)

第6条 運営協議会に、第2条第1号に規定するセンターの設置等に関する事項のうち、センター設置希望者の評価を行うため、鹿屋市地域包括支援センター選考委員会を設置する。

(守秘義務)

第7条 運営協議会の参加者は、職務上知り得た情報その他秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。運営協議会が終了した後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、保健福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月28日告示第180号）

この要綱は、平成18年7月28日から施行する。

附 則（平成19年3月31日告示第53号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日告示第25号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月25日告示第361号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。